

認証の詳細

<ウォーキング用ポール>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	2. 適切に穴があけられること。
3. 溶接加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	3. 適切に溶接加工ができること。
4. 研磨加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	4. 適切に研磨加工ができること。
5. 合成樹脂成形設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	5. 適切に合成樹脂成型加工ができること。
6. 縫製加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	6. 適切に縫製加工ができること。
7. 防せい処理加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	7. 適切に防せい処理加工ができること。
8. 組立設備	8. 適切に組立ができること。
ただし、合成樹脂成形加工設備、縫製加工設備及び防せい加工設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。	

表 2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観及び構造確認設備	1. 寸法測定設備及び成形の不良により強度の低下を招く恐れのある欠点について切断して確認できる設備を備えていること。
2. 伸縮機構の滑り試験設備（伸縮機構を有するものを製造する場合に限る）	2. 次に示す設備を備えていること。 (1) シャフトの軸方向に対し 300N の押し込み力を加える設備 (2) 2Nm 及び 1Nm のトルクで、シャフトを締め付ける及び緩ませる操作ができる設備（回転摩擦式のものを製造する場合に限る） (3) カムレバーの指掛かり位置に、250N の力を加えることができる設備（カムレバー式のものを製造する場合に限る）
3. ストラップ取付強さ試験設備	3. ストラップを 350N の力で引っ張ることができる設備を有していること。
4. シャフトの強さ試験設備	4. 次に示す設備を備えていること。 (1) シャフトの最大長さに調節し、固定した位置からシャフトの先端の力を加えるまで距離を計測し、その距離と加える力の積が 40Nm（ウォーキングサポート用にあっては 50Nm）まで力を加えることができる設備 (2) シャフトの最大長さに調節し、軸から 10mm 離れた箇所の軸方向に 400N の力を加えることができる設備 (3) シャフトの最大長さに調節し、軸から 10mm 離れた箇所の軸方向に 600N の力を加えることができる設備及びシャフト全長の 3/4 までシャフトが荷重方向に変異したことを測定できる設備（A 形のものを製造する場合に限る）
ただし、伸縮機構の滑り試験、ストラップの取付強さ試験、グリップの曲げ強さ試験、シャフトの強さ試験については、試験技術の状況により試験することが適切である	

と一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。 また、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。	
--	--

表 3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
種類	(1) A 形のもの (2) B 形のもの
シャフトの材質	(1) アルミニウム合金製のもの (2) 繊維強化プラスチック製のもの (3) その他のもの
シャフトの段数	(1) 2 段式のもの (2) 3 段式のもの (3) その他のもの
伸縮機構等の構造	(1) 全て回転摩擦式 (2) 全てラチェット式 (3) 全てカムレバー式 (4) 全て組立式 (5) (1)～(4)を組み合わせたもの (6) その他のもの
ストラップの有無	(1) 有り (2) 無し

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ・ 伸縮機構のないもの A 形 : 27,500 円（税抜 25,000 円） B 形 : 25,300 円（税抜 23,000 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式のものと及び複数の伸縮機構が試料に混在するもの伸縮機構のないものの額に 22,000 円（税抜 20,000 円）（伸縮機構の数は問わない）を加えた額 ・ ラチェット式又はカムレバー式の伸縮機構のないものの額に 11,000 円（税抜 10,000 円）（伸縮機構の数は問わない）を加えた額 ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のもの伸縮機構のないものの額に伸縮機構試験費実費を加えた額 ・ サポート用の場合は別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
委託検査機関	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ・ 伸縮機構のないもの A 形 : 31,306 円（税抜 28,460 円） B 形 : 25,366 円（税抜 23,060 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

	・伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式において 伸縮機構が1箇所のもの A形：39,820 円（税抜 36,200 円） B形：33,880 円（税抜 30,800 円） 伸縮機構が2箇所のもの A形：49,280 円（税抜 44,800 円） B形：43,340 円（税抜 39,400 円） 伸縮機構が3箇所目1箇所追加毎に別途加算があります。 9,460 円（税抜 8,600 円） ・伸縮機構がラチェット式において 伸縮機構が1箇所のもの A形：36,256 円（税抜 32,960 円） B形：30,316 円（税抜 27,560 円） 伸縮機構が2箇所のもの A形：41,756 円（税抜 37,960 円） B形：35,816 円（税抜 32,560 円） 伸縮機構が3箇所目以降1箇所追加毎に別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円）	
委託検査機関	◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター ・伸縮機構のないもの 29,700 円（税抜 27,000 円） ・伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式において 伸縮機構が1箇所のもの 40,700 円（税抜 37,000 円） 伸縮機構が2箇所目以降1箇所追加毎に別途加算があります。 11,000 円（税抜 10,000 円） ・伸縮機構がラチェット式において 伸縮機構が1箇所のもの 37,400 円（税抜 34,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

	伸縮機構が2箇所目以降1箇所追加毎に別途加算があります。 7,700円（税抜7,000円）加算 - 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。 - サポート用の場合は別途加算があります。 7,700円（税抜7,000円）	
委託検査機関	◆ビューローベリタスジャパン株式会社 - 伸縮機構のないもの 17,248円（税抜15,680円） - 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式において、伸縮機構1箇所あたり別途加算があります。 7,040円（税抜6,400円） - 伸縮機構がラチェット式のものにおいて、伸縮機構1箇所あたり別途加算があります。 4,400円（税抜4,000円） - 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
 - ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
- また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪検査所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	4 本/型式 ウォーキングサポ ート用及び伸縮機 構の数又は構造に よっては、試料は 5 個以上になる場 合があります。 試料を送付する際 はメモ添付等分か るようにしてくだ さい。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜大阪生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	
	◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子試 験・評価センター ＜大阪事業所＞ 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891	
	◆ビューローベリタスジャパン株式会社 ＜消費材検査部門＞ 〒244-0033 横浜市都筑区茅ヶ崎東 4-5-17 TEL 045-949-6311 試料の送付先 Bureau Veritas Consumer Product Services (Shanghai) No. 639 Guangzhong Road, Zhuanqiao Town, Minhang, Shanghai, China TEL : +86 (21) 24166739	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 3 年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

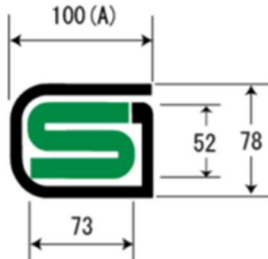
表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 9mm×30mm です。 交付単位は 10 枚です。  図 1 協会支給 SG ラベル 表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。  図 2 自社表示 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。 このとき同時に表 8 の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	30.8 円/本 (税抜 28 円/本) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221 <東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構
	<生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126 <東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381 <名古屋営業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006 <岡山生活用品試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050 同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 ・ 上海愛麗服装検驗修理有限公司（中国） ・ 常州市波肯紡織検測有限公司（中国） ・ 青島紡検驗有限公司（中国） ・ SGS 香港株式会社（中国） ・ SGS Taiwan Limited（台湾） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Hangzhou Branch（中国） ・ 財団法人 FITI 試験研究院（韓国） ・ PT. SGS INDOONESIA（インドネシア） ・ SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・ SGS Thailand Ltd.（タイ）

	◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター
	<大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891 <東京事業所> 〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17 TEL 03-3527-5115 FAX 03-3527-5116
	◆ビューローベリタスジャパン株式会社
	<消費財検査部門> 〒224-0033 横浜市都筑区茅ヶ崎東 4-5-17 TEL. 045 (949) 6311 <Bureau Veritas Consumer Products Services Division (Shenzhen)> 4th Floor, B Building, Min Li Da Industrial Building, Honghualing Industrial Park, Liu Xian Road, Xili Town, Nanshan District, Shenzhen, Guangdong 518055, P. R. C.

表 11 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先								
一般財団法人日本文化用品安全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） ・伸縮機構のないもの A 形：27,500 円（税抜 25,000 円） B 形：25,300 円（税抜 23,000 円） ・伸縮機構が回転摩擦式のものと複数の伸縮機構が試料に混在するもの伸縮機構のないものの額に 22,000 円（税抜 20,000 円）（伸縮機構の数は問わない）を加えた額 ・ラチェット式又はカムレバー式の伸縮機構のないものの額に 11,000 円（税抜 10,000 円）（伸縮機構の数は問わない）を加えた額 ・伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のもの伸縮機構のないものの額に伸縮機構試験費実費を加えた額 ・サポート用の場合は別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円） ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①＋②＋③合計） ① 30.8 円/本（税抜 28 円/本） ② ロットの大きさ毎の額 <table><tr><th>ロット数</th><th>検査料</th></tr><tr><td>160 以下</td><td>7,700円（税抜 7,000円）</td></tr><tr><td>161～650</td><td>12,100円（税抜 11,000円）</td></tr><tr><td>651～1,600</td><td>16,500円（税抜 15,000円）</td></tr></table> ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	ロット数	検査料	160 以下	7,700円（税抜 7,000円）	161～650	12,100円（税抜 11,000円）	651～1,600	16,500円（税抜 15,000円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料									
160 以下	7,700円（税抜 7,000円）									
161～650	12,100円（税抜 11,000円）									
651～1,600	16,500円（税抜 15,000円）									

一般財団法人 ボーケン品質評 価機構	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） ・ 伸縮機構のないもの - A 形：31,306 円（税抜 28,460 円） - B 形：25,366 円（税抜 23,060 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式において - 伸縮機構が 1 箇所のもの - A 形：39,820 円（税抜 36,200 円） - B 形：33,880 円（税抜 30,800 円） - 伸縮機構が 2 箇所のもの - A 形：49,280 円（税抜 44,800 円） - B 形：43,340 円（税抜 39,400 円） 伸縮機構が 3 箇所目 1 箇所追加毎に別途加算があります。 9,460 円（税抜 8,600 円） ・ 伸縮機構がラチェット式において - 伸縮機構が 1 箇所のもの - A 形：36,256 円（税抜 32,960 円） - B 形：30,316 円（税抜 27,560 円） - 伸縮機構が 2 箇所のもの - A 形：41,756 円（税抜 37,960 円） - B 形：35,816 円（税抜 32,560 円） 伸縮機構が 3 箇所目以降 1 箇所追加毎に別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。 ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①＋②＋③合計） ① 30.8 円/本（税抜 28 円/本） ② ロットの大きさ毎の額	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います
-----------------------------------	---	---------------------------------

	ロット数	検査料	
	160 以下	19,800円（税抜 18,000円）	
	161～650	23,100円（税抜 21,000円）	
	651～1,600	29,700円（税抜 27,000円）	
	③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）		

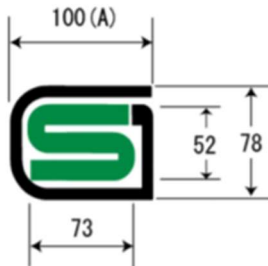
一般財団法人 化学研究評価機 構高分子試験・ 評価センター	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） ・伸縮機構のないもの 29,700 円（税抜 27,000 円） ・伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式において伸縮機構が 1 箇所のもの 40,700 円（税抜 37,000 円） 伸縮機構が 2 箇所目以降 1 箇所追加毎に別途加算があります。 11,000 円（税抜 10,000 円） ・伸縮機構がラチェット式において伸縮機構が 1 箇所のもの 37,400 円（税抜 34,000 円） 伸縮機構が 2 箇所目以降 1 箇所追加毎に別途加算があります。 7,700 円（税抜 7,000 円）加算 ・伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。 ・サポート用の場合は別途加算があります。 7,700 円（税抜 7,000 円） ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①+②+③合計） ① 30.8 円/本（税抜 28 円/本） ② ロットの大きさ毎の額 <table><tr><td>ロット数</td><td>検査料</td></tr><tr><td>160 以下</td><td>7,700円（税抜 7,000円）</td></tr><tr><td>161～650</td><td>12,100円（税抜 11,000円）</td></tr><tr><td>651～1,600</td><td>16,500円（税抜 15,000円）</td></tr></table> ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	ロット数	検査料	160 以下	7,700円（税抜 7,000円）	161～650	12,100円（税抜 11,000円）	651～1,600	16,500円（税抜 15,000円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。
ロット数	検査料									
160 以下	7,700円（税抜 7,000円）									
161～650	12,100円（税抜 11,000円）									
651～1,600	16,500円（税抜 15,000円）									

ビューローベリ タスジャパン株 式会社	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） ・ 伸縮機構のないもの 17,248 円（税抜 15,680 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式は、伸縮機構 1 箇所あたり別途加算があります。 7,040 円（税抜 6,400 円） ・ 伸縮機構がラチェット式は、伸縮機構 1 箇所あたり別途加算があります。 4,400 円（税抜 4,000 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。 ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①+②+③合計） ① 30.8 円/本（税抜 28 円/本） ② ロットの大きさ毎の額 <table><tr><td>ロット数</td><td>検査料</td></tr><tr><td>160 以下</td><td>5,280円（税抜 4,800円）</td></tr><tr><td>161～650</td><td>8,800円（税抜 8,000円）</td></tr><tr><td>651～1,600</td><td>12,320円（税抜 11,200円）</td></tr></table> ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	ロット数	検査料	160 以下	5,280円（税抜 4,800円）	161～650	8,800円（税抜 8,000円）	651～1,600	12,320円（税抜 11,200円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。
ロット数	検査料									
160 以下	5,280円（税抜 4,800円）									
161～650	8,800円（税抜 8,000円）									
651～1,600	12,320円（税抜 11,200円）									

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 9mm×30mm です。  図 1 協会支給 SG ラベル 協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。  図 2 自社表示 寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。 色彩 : 二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更

2025/4/1 : 検査機関料金改定